第 3153 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年11月16日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 飲食交際費の損金算入要件

Q：１人当たり5,000円以下の飲食交際費は損金算入できるようになったそうですが、要件があるとか。どのような要件なのですか？

A：一定の書類を保存しておかなければなりません。

【解説】

今年の税制改正で、交際費のうち１人当たり5,000円以下の一定の飲食交際費について、損金の額に算入することができるとされましたが、この適用を受けるには、会社に一定の事項が正しく記載された書類を保存しておかなければなりませんので注意してください。

一定の事項が記載された書類とは、次の事項が記載された書類をいいます(特定の書式はありませんので領収書の裏等でもＯＫ)。

① 当該飲食等のあった年月日
② 当該飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名(フルネーム)又は名称及びその関係
③ 当該飲食等に参加した者の数
④ 当該費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称(店舗を有しないことその他の理由により当該名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称)及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由により当該所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所もしくは居所又は本店もしくは主たる事務所の所在地)
⑤ その他参考になるべき事項